

一般廃棄物処理手数料の改定について

1 ごみ減量の現状

資料1

(1) 事業ごみ

- ・ 処理手数料の改定（平成13年6月～）※経過措置8年
- ・ 搬入ごみ検査の徹底（平成21年11月～）
- ・ 不適正な事業ごみ搬入禁止（平成22年4月～）

(2) 家庭ごみ

- ・ 粗大ごみ有料化（平成13年4月～）
- ・ 指定ごみ袋制度の導入（平成19年2月～）
- ・ 生ごみ処理機購入費補助（平成20年7月～）
- ・ レジ袋有料化（平成21年4月～）

2 課題

(1) 事業ごみ

①状況

処理手数料は、近隣市町に比べ最も安い80円/10kg、減価償却を含む処理トン経費の僅か15%、平成21年度末には事業ごみが大幅に減少し、排出事業者への処理手数料改定による負担が少ない。

②問題点

- ・ ごみ処理経費の適正な受益者負担
- ・ 排出抑制、リサイクル促進への弊害
- ・ 市外からの持ち込みを誘発

(2) 家庭ごみ

①状況

自己搬入する燃やせるごみ・燃やせないごみは無料、粗大ごみは有料で処理しているが、自己搬入件数が増加している。

②問題点

- ・ 事業ごみ処理手数料改定に伴い、家庭ごみへの混入が懸念
- ・ 家庭から排出する通常のごみ量を超える多量ごみ
- ・ 家庭ごみはステーション収集が原則
- ・ 受付、計量、誘導、荷下ろしなどの事務、人員に係る経費
- ・ 排出抑制、リサイクル促進への弊害

資料2

3 処理手数料の考え方

(1) 事業ごみ

ア 近隣市町の処理手数料の状況

資料3

(ア) 処理手数料

(イ) 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみの処理手数料

(ウ) 埋立処理の取り扱い

(エ) 事業ごみと家庭ごみの処理手数料の格差

イ ごみ処理経費

資料4

ウ 近隣市町との均衡

エ 排出事業者への負担軽減

(2) 家庭ごみ

ア 近隣市町の処理手数料の状況

資料3

(ア) 処理手数料

(イ) 燃やせるごみ・燃やせないごみ・粗大ごみの処理手数料

(ウ) 埋立処理の取り扱い

(エ) 処理手数料の徴収方法について

イ 現行の粗大ごみ処理手数料

10kg以上の部分につき100円/10kg

4 今後の進め方

(1) 10月の廃棄物等推進審議会で具体的な手数料等について審議する。

(2) 11月の廃棄物等推進審議会で、答申を作成する。